

5.2

美術館から画像を入手する手順－米国の場合－

吉村玲子（スミソニアン研究所フリーア美術館／
サックラー美術館主任司書）

1 はじめに

画像提供と言えば、美術館は画像の宝庫ということもあり、第一の貢献者である。そして、IUP タスクフォースが実施したアンケート調査¹の結果でもわかったが、美術作品の画像は、回答者の研究分野、または一次・二次資料、教材利用にかかわらず、利用頻度が大変高かった。こうした利用事情は日本国内の研究者においても同様ではないかと推量する。そこで以下、参考のため、米国で美術館から画像を入手する場合の手順を簡単に説明したい。なお、米国の美術館には作品の画像利用許可申請を扱う部署があり、フルタイムのスタッフが対処していることを付け加えておく。

2 利用希望の画像の見つけ方

インターネットがどこでも使える時代になり、従来の既刊行物の利用の他にオンラインでの画像検索・入手が日常になっている。それに即応して、美術館が自館のホームページで画像データベースを提供しているところが増え、利用者は作者名や題材で作品を検索することができる。美術館によっては、データベース検索後、利用したい画像が見つかった場合、そこから引き続き利用許可申請情報を入力できるところもある。項目によってはドロップダウン・ボツ

¹ 詳しくは、本書第4章「日本画像利用アンケート調査の結果報告」を参照のこと。

クスから回答を選べるようになっている。美術館のデータベース以外では、インターネット上で有料のオンラインデータベースから画像を見つけることができる。

代表的なデータベースとしては The Bridgeman Art Library (www.bridgeman.co.uk)、Art Resource (www.artres.com)、Gettyimages (www.gettyimages.com)、ARTSTOR (www.artstor.org) などが挙げられる。最近では、このような会社に自館の全コレクションもしくは一部のコレクションの画像提供処理を委託する美術館が増えてきている。画像提供会社の役割は、個々の作品の画像の利用条件の表示、作品の正しいクレジットライン（権利表示）の提供、または利用者によって著作権をクリアすることにある。

図1は The Bridgeman Art Library のデータベースに掲載されている葛飾北斎の一作品である。



Image ID	BST 263973
Title	Hawkfinch and Marvel-of-Peru (Ikaru, oshiroi no hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper)
Artist	Hokusai, Katsushika (1760-1849)
Location	Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA
Permission Restrictions	REPRODUCTION PERMISSION REQUIRED CANNOT BE LICENSED FOR CARDS, CALENDARS, PRINTS OR POSTERS
Credit Line	Hawkfinch and Marvel-of-Peru (Ikaru, oshiroi no hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper), Hokusai, Katsushika (1760-1849) / Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA, William Sturgis Bigelow Collection / The Bridgeman Art Library

[More Information](#) | [Add to Lightbox](#)

図1 Bridgeman Art Library レコードサンプル

カラー・イメージ、所蔵館名やクレジットラインの他に、英語のタイトルが表示され、日本語タイトル（ローマ字）も加えられている。またこの作品を利用するには複製許可が必要であることやカード、カレンダーやポスターには利用できないことがわかる。勿論、営利サービスであるから費用はかかるが、利用者にとっては繁雑な画像利用許可手続きが免除される上、クレジットラインや利用方法などの詳細に関する問い合わせをする必要もなくなる。しかも画像が見つかり自分の利用目的が果たせると分かれば、その場でコピーを注文し同時に著作権をクリアできる便利さがある。同社では、サイトに掲載されている現代作品の作者の代理人として、画像利用者のために著作権をクリアするサービスも行っている。

3 画像利用の目的

美術館に作品の画像使用の許可を求めてくる目的で一番多いのは、出版のためや教材としての利用である。その他の利用方法としてはポスターやウェブサイト、テレビ番組、記録映画、パンフレットなどである。そのフォーマットや目的によって使用料金は異なる。美術館によっては画像を教材目的で利用する場合はフェアユース条項適用可能とし、著作権クリアの必要がないと見なして簡略なフォームで済ませる、正式な手続きや画像使用料金を免除する、などの対応をしている。

フェアユース条項は 1976 年に米国著作権法第 17 条に盛り込まれたもので、「批評、解説、ニュース報道、学問、研究を目的とする場合、著作権のある作品を許可なしで限定利用することを著作権法違反としない」² としている。具体的には、著作権のある作品を許可なしで、教材の配布資料としてコピーする、公開講演でのスライド・ショーや論文に引用する、などができるという意味である。と

² U.S. Copyright Office: Fair use (<http://www.copyright.gov/fls/fl102.html>) 2009 年 7 月 26 日アクセス。

ころが実際には細かい条件がつき、その解釈には曖昧・複雑なところがあり裁判になったりする。しかし、アメリカの授業や教育を目的とした公開講演などではなくてはならない特権となっている。

利用者の良心に任せているような曖昧さがあるが、一方でその乱用を防ぐための努力も怠っていない。例えば、美術館のオンラインデータベースには必ず著作権が表示され、そこをクリックすると基本的な著作権法情報ページにリンクしていて、利用者の著作権に対する正しい理解を促している。

4 美術館の契約書

画像を出版等に利用する場合、美術館は契約書を作成する。美術館によって内容は多少異なるが、契約書には申請者が提出した画像利用目的の詳細事項の他、次例のように入手した画像の利用規制、著作権等に関する条件が含まれる。

A 入手した画像の利用に関する条件

(1) 入手した画像以外のものから画像を再生できない— 自館の所蔵品が高品質の画像で出版されることを条件として、利用者が本などから自分で撮影した画像を出版などに再利用することを許可しない（これは主に印刷物の場合で、オンライン出版の場合は条件が異なることがある。下記7参照）。

(2) 契約書に示されている内容以外の利用は許可しない— 契約書に示されたプロジェクトが終了した時点で、入手した画像の利用権利は無効となる。入手した写真の返却を条件にする、写真自体を破壊するなどの義務を要求する美術館もある。

(3) 美術館が提供した写真から複製を作成すること、保存するためにデジタル化することは許可しない。

(4) 切断、修正することは許可しない。その必要がある場合は、事前に美術館の許可が必要である。

- (5) 広告等の商業ベースの目的に使用することは許可しない。
- (6) 入手した画像を他人・組織へ譲渡することは許可しない。
- (7) オンライン出版の場合は、美術館にデジタル再生画像の質を指定する権利がある— この条件は、(1)の印刷物の場合とは反対で、デジタル化されたイメージが不当にダウンロードされることを防ぐために、イメージのレゾリューション（解像度）をわざと落としたりする。ダウンロードできなくする、イメージに電子透かしを入れる等の条件も含まれる。

なお、美術館のホームページに作品の画像を掲載する際に、画像のレゾリューションをわざと低くし無断でダウンロードして出版等に利用できないようにしているところがよくある。

B 著作権に関する条件

- (1) 著作権が有効である作品については、申請者にその利用許可を取得する義務がある— 著作権所有者の連絡先等、必要な情報、その他プロセスに必要な手助けは美術館が提供するが、基本的には申請者と著作権所有者または作品の所有者間の交渉とする。
- (2) 美術館が提供した写真の著作権は美術館が所有する。

C その他の条件

- (1) クレジットラインについては、画像利用の際、美術館から提示された指示に従ってその所蔵者を明らかにする。作品番号も明記する。所蔵機関を明記することは北米ではスタンダードとなっており、美術館の契約書には必ずこの条件が含まれる（ただしこれは、作品自体の著作権とは別の事項である）。その第一の理由は美術館の多くは提供した写真の著作権は自館にあるとしていることである。第二の理由は、作品の所有者即ち美術館が、画像の被写体になっている作品を所有し保存していることの確認である。
- (2) 出版計画の場合は、出版後、美術館に刊行物を一部寄付する。

(3) 契約書に示されていない増刷、改訂については、新しい契約の対象とする。

5 画像使用・複製料金

美術館が画像利用者に課す料金の体系について説明する前に、北米の出版事情について少し触れておきたい。

北米には商業出版の他に学術出版がある。学術出版は *academic press* と呼ばれているが、研究専門書等を企画する非営利出版で、研究者、大学図書館などを読書層として販売している。担い手は主に大学出版会で、出版部数は、商業出版の一タイトル最低 5000 部に比べ、500-750 部と極端に少数である。今回シンポジウムで発表のハワイ大学出版会主任編集長パット・クロスビー氏は「大学出版会の学術出版における重要な役割は、北米における特有な現象である」と述べている。³ 儲けを見込まない少部数出版であるから、その企画も予算も小規模で、画像を掲載する場合は、編集前に著者自身はその利用許可を取得し終わっていなければならないが、その上その費用も著者が負担しなければならないのが普通である。

美術館では、画像の出版許可を扱う場合、それが学術出版である場合は、教材として利用する時と同様に、かなり寛容に対応する。スミソニアン研究所のフリーア美術館の料金体系（次ページの表 1 及び表 2）⁴ を例にとると、画像利用料金も画像複製料金も、営利出版と非営利出版の料金体系は別になっていて、非営利出版に課せられる料金は営利のものより安くなっている。研究者・教育者に対する特別料金を大々的に公表していないところでも、申請者が申し出れば使用料金を割引あるいは免除する美術館が多い。料金割引・

³ 本書第 5 章第 1 節を参照のこと。

⁴ 詳細は Freer Gallery of Art and Arthur M. Sackler Gallery – Rights and Reproduction (<http://www.asia.si.edu/visitor/rnr.htm>) を参照。2009 年 7 月 26 日アクセス。

免除の具体的な例としては、（１）画像を掲載する刊行物が非営利出版である場合は割引料金、（２）授業の教材のみに利用する場合は、画像使用料金を免除、（３）研究者および学生が個人で費用を払っている場合は画像使用料金を免除、（４）学生のクラスプロジェクトのための画像利用に対しては画像使用料金を免除しさらに画像複製料金は規定額の半額、等である。

スミソニアン研究所フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
画像使用料金の例(2007)

出版部数3001冊から10000冊の例				
	非営利		営利	
	白黒	カラー	白黒	カラー
本 - 内部	\$50	\$100	\$55	\$110
本 - ジャケット	\$75	\$150	\$85	\$165
雑誌 - 内部	\$40	\$80	\$45	\$90
雑誌 - ジャケット	\$60	\$120	\$75	\$135
VIDEO/DVD販売用	\$50	\$100	\$55	\$110
教材	\$50	\$100	\$55	\$110

表1

スミソニアン研究所フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
 画像複写料金の例(2007)

A. 出版に使う場合		
	非営利	営利
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	\$40
カラートランスペアレンシー借用 (一画像につき)	3ヶ月\$50	3ヶ月 \$125
カラーデジタル画像 (出版用-最低300 DPI)	\$40	\$80
カラーデジタル画像—FPIサイトに伝送	\$40	\$80
白黒デジタル画像—FTPサイトに伝送	\$20	\$40
白黒デジタル画像 (出版用)	\$20	\$40
デジタル画像—ウェブサイト用	\$10	\$50
B. 出版以外に使う場合 (私用・教材)		
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	
カラープリント 8" x 10" 内	\$20	

表2